

## 平成28年度 スケジュール・検討事項

- ◆ 検討項目※追加に伴い、第1回マージン検討会の資料1を見直し  
※ 東北東京間潮流抑制マージンの設定要否等の判断基準・フロー

平成29年1月20日

空白

# 1 スケジュール

長期は「電力市場取引の環境整備のためのマージン」以外の目的で設定しているマージンを決定・公表。

H28年度		11月	12月	1月	2月	3月	
マージン検討会		◎ 11/24		◎ 1/20	◎ 2/10	◎ 3/下	
検討事項	翌年度以降マージン算出 (H29~H38分)	課題検討		マージン算出		▽ 2/22 決定	
	長期計画におけるマージンの値変更 (H30~H37分)	公表資料 修正案検討	決定・公表※1			※1 広域機関システムにおける長期計画策定機能の運用開始後	
	北海道本州間連系設備の周波数制御に対応したマージンの廃止	公表資料 修正案検討	公表※2			※2 長期計画におけるマージンの値変更に伴う修正分の公表に合わせる	
	東北東京間潮流抑制マージンの設定要否等の判断基準・フロー	マージン設定要否等の判断基準・業務フローの検討					
	連系線利用計画更新 (年間)		▽12/20 調整用			▽3/1 空容量 算出用	▽3/15 空容量等 公表
連系線利用計画更新 (長期)				▽1/15 調整用		▽3/10 空容量 算出用	
参考	需給状況監視のための計画 (年間)	▽10/31 需調・発販計画				3/25▽ 供給区域需要・供給力等	
	供給計画			▽1/18 需要想定 (第1~10年度)			
	作業停止計画 (年間)	▽11/2 原案		▽1/4 調整案	2/15▽ 最終案	▽2/22 承認	▽3/1 決定・公表

項目	背景等	検討事項
<p>翌年度以降 マージン算出 (H29～H38分)</p>	<p>◆ 翌年度以降のマージン算出に向け、エリア毎に異なる考え方を統一する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大電源ユニット相当量の設定断面に関する考え方に違いがないか確認し、必要に応じ統一する。(北陸、四国)</li> <li>連系線1回線停止時のマージンの値の考え方に違いがないか確認し、必要に応じ統一する。</li> </ul>
<p>長期計画におけるマージンの値変更 (H30～H37分)</p>	<p>◆ 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会で「平成30～37年度長期連系線利用計画策定後に空容量が見込まれる部分について、電力市場取引の環境整備のためのマージンを設定することで、新規の容量登録をしないこと」が確認されたことを受け、マージンの値及び公表資料の修正が必要。</p> <p>&lt;補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 長期断面のマージン設定方針について意見募集(H28.9.14～10.4)した結果、反対意見なし</li> <li>✓ 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会でも長期断面のマージン設定方針に対する異論はなし(H28.9.26:第7回委員会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表資料(H28.3.17)「長期計画におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> </ul>
<p>北本の周波数制御に対応したマージンの廃止</p>	<p>◆ 調整力等に関する委員会「中間取りまとめ」で北本連系設備の周波数制御に対応したマージン(順方向)については、「廃止することが適当である」と確認されたことを受け、マージンの値及び公表資料の修正が必要。</p> <p>&lt;補足&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1月度及び2月度の月間段階(翌々月マージン減少のタイミング)でマージンの値の決定要因となる断面を含んでいたため、1月度分からマージンの廃止を適用開始し、値を公表(H28.11.18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表資料(H28.3.17)「長期計画におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> <li>公表資料(H28.3.10)「実需給断面におけるマージンの値及び確保理由について」を修正する。</li> </ul>
<p>東北東京間潮流抑制マージンの設定要否等の判断基準・フロー</p>	<p>◆ 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会でも東北東京間の連系線潮流抑制のマージンは原則開放し、運用者のための判断基準を設けたうえで、以下のとおり運用することが確認されたことを受け、具体的な判断基準や業務フローの検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風や暴風雪等、予見可能なリスクが高まった場合はマージンを設定(前々日でのマージン開放なし)</li> <li>・ 前々日時点で予見することが困難な雷等に対しては、実需給の至近断面で予見した時点で、マージン再設定や潮流調整で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前々日時点でのマージン開放可否判断の基準を策定する。</li> <li>実需給の至近断面でのマージン再設定や潮流調整の要否判断の基準を策定する。</li> <li>前々日から実需給断面にかけての詳細業務フローを作成する。</li> </ul>